

人事委員会年報

平成30年度（2018年度）

熊本県人事委員会

目 次

I 組織及び運営	1
1 人事委員会	3
(1) 人事委員会の構成	5
(2) 人事委員会の会議	〃
2 事務局	13
(1) 組織及び職員の配置状況	15
(2) 分掌事務	16
II 事業の概要	19
1 職員の任用	21
(1) 採用	23
(2) 昇任	34
(3) 身体障がい者を対象とする選考試験	35
2 職員の給与	37
(1) 平成30年職員給与実態調査	39
(2) 平成30年職種別民間給与実態調査	43
(3) 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告	45
(4) 平成30年給与の改定(参考)	56
3 条例・規則等	57
(1) 条例案に対する人事委員会の意見	59
(2) 規則等の制定・改廃	60
4 公平審査	63
(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況	65
(2) 不利益処分についての審査請求(不服申立て)の係属状況	〃
(3) 不利益処分についての審査請求(不服申立て)の審査の状況	66
(4) 苦情相談の処理状況	〃
5 職員団体	67
(1) 職員団体の登録	69
(2) 登録職員団体一覧表(県関係分)	〃
(3) 登録職員団体一覧表(受託市町村等分)	70
(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証	71
6 公平委員会の事務の受託	73
7 労働基準監督機関の職権行使	77
(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表	79
(2) 平成30年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況	80
(3) 平成30年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況	〃
(4) 平成30年度中の労働基準法に基づく認定等の状況	〃

I 組織及び運営

1 人事委員会

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

(平成31年3月31日現在)

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	備考
委員長	出田孝一	非常勤	平成27年7月8日 ～令和元年7月7日 (1期目) [委員長就任日] 平成28年8月1日	
委員	檜木野史貴	非常勤	平成30年7月27日 ～令和4年7月26日 (1期目)	委員長職務代理者
委員	永田佳子	非常勤	平成29年8月1日 ～令和3年7月31日 (1期目)	

(2) 人事委員会の会議

回数	開催年月日	議 題	備考
1	平成30年 4月 6日	1 平成29年度第24回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度熊本県職員及び警察官採用試験の合格者数について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 3 報 告 ・平成30年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員について ・平成30年職種別民間給与実態調査の実施について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
2	平成30年 4月27日	1 平成30年度第1回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第3号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 3 報 告 ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について 4 その他 ・平成30年度人事行政調査について ・人事委員会関係日程	

回数	開催年月日	議 題	備考
3	平成30年 5月14日	1 平成30年度第2回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 3 報 告 ・平成30年度熊本県職員等採用試験における応募状況について ・平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験における採用職種及び採用予定人員について ・平成30年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
4	平成30年 6月13日	1 平成30年度第3回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」（昭和38年12月25日付け人委第792号）第35項の規定に基づく別段の取扱いの協議について 3 報 告 ・平成30年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
5	平成30年 6月28日	1 平成30年度第4回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 第4号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
6	平成30年 7月12日	1 平成30年度第5回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度警察官採用試験（警察官A）第1次試験合格者の決定について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
7	平成30年 7月18日	1 平成30年度第6回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 任期付研究員の採用計画について 第2号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第2次試験合格者の決定について 第3号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職） 第2次試験合格者の決定について 第4号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第1次試験合格者の決定について 第5号議案 平成28年（人不）第2号事案の裁決について 第6号議案 平成29年（人不）第1号事案の裁決について 第7号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 3 報 告 ・平成30年職種別民間給与実態調査の実施状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
8	平成30年 8月 6日	1 平成30年度第7回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 人事委員会の委員長職務代理者の指定について 第2号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 3 協 議 ・熊本県立天草拓心高等学校の実習船「熊本丸」乗組員に係る採用及び処遇改善について ・平成30年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
9	平成30年 8月27日	1 平成30年度第8回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 平成30年度警察官採用試験（警察官A）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 3 協 議 ・平成30年人事委員会報告及び勧告について 4 報 告 ・県職員採用試験（高等学校卒業程度）の制度改正について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
10	平成30年 9月 6日	1 平成30年度第9回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第2次試験合格者の決定について 3 協 議 ・平成30年人事委員会報告及び勧告について 4 報 告 ・平成30年度熊本県職員等採用試験（高等学校卒業程度、免許資格職、警察官B）及び平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験の応募状況について 5 その他 ・人事委員会関係日程	

回数	開催年月日	議 題	備考
11	平成30年 9月14日	1 平成30年度第10回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 3 協 議 ・県職員採用試験（高等学校卒業程度）の制度改正について ・平成30年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
12	平成30年 9月21日	1 平成30年度第11回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項に規定する条件付採用期間の延長の承認について 第4号議案 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の別表第19号作業（災害警備等作業）に係る「極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業」の承認について 3 協 議 ・熊本県立天草拓心高等学校の実習船「熊本丸」乗組員に係る採用及び処遇改善について ・平成30年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
13	平成30年10月 1日	1 平成30年度第12回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第2号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職（看護師を除く））第1次試験合格者の決定について 第4号議案 平成30年人事委員会報告・勧告について 3 報 告 ・平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験における採用予定人員の変更について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
14	平成30年10月22日	1 平成30年度第13回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職〔看護師〕）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 平成30年度熊本県警察官採用試験（警察官B）第1次試験合格者の決定について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		<p>第4号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について</p> <p>3 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員の変更について ・薬剤師（免許資格職）の選考により採用する職への移行について ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について ・平成30年全国人事委員会報告及び勧告の実施状況について <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	
15	平成30年11月 6日	<p>1 平成30年度第14回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第2号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第3号議案 平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第1次試験合格者の決定について</p> <p>第4号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	
16	平成30年11月22日	<p>1 平成30年度第15回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験（追加募集）実施要綱の制定について</p> <p>3 協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案の説明について <p>4 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験（追加募集）における採用職種及び採用予定人員について <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	
17	平成30年11月29日	<p>1 平成30年度第16回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 平成30年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第2号議案 平成30年度熊本県警察官採用試験（警察官B）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第3号議案 平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について</p> <p>第4号議案 平成30年11月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について</p>	

回数	開催年月日	議 題	備考
		3 協 議 ・「職権による再審」を求める申出の取扱いについて 4 報 告 ・平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験（追加募集）における採用予定人員の変更について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
18	平成30年12月21日	1 平成30年度第17回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第2号議案 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について【H30. 12. 1適用】 第6号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について【H31. 4. 1適用】 3 報 告 ・平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験（追加募集）の応募状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
19	平成31年 1月18日	1 平成30年度第18回人事委員会議事録について 2 報 告 ・知事部局における現業業務の今後のあり方について ・平成31年度（2019年度）熊本県立学校船員の職種転換について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
20	平成31年 1月28日	1 平成30年度（2018年度）第19回人事委員会議事録について 2 協 議 ・平成31年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案の説明について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
21	平成31年 2月 6日	1 平成30年度（2018年度）第20回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験（追加募集）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成31年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 3 協 議 ・熊本県職員の任用に関する規則の改正について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		4 報 告 ・一般社団法人熊本県獣医師会からの要請について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
22	平成31年 2月13日	1 平成30年度（2018年度）第21回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 平成31年度（2019年度）熊本県職員及び警察官採用試験の試験日程の決定について 3 協 議 ・熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
23	平成31年 2月28日	1 平成30年度（2018年度）第22回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成30年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験（追加募集）第2次試験合格者の決定について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 職員の昇任選考について 第4号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 平成31年度（2019年度）熊本県職員及び警察官採用試験実施要綱の制定について 第6号議案 平成31年度（2019年度）熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の制定について 3 協 議 ・給与関係規則及び通知の改正案等について 4 その他 ・十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議における議題について ・人事委員会関係日程	
24	平成31年 3月14日	1 平成30年度（2018年度）第23回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 平成31年度（2019年度）熊本県職員採用試験（免許資格職（民間企業等経験者対象を除く））実施要綱の一部改正について 第3号議案 平成31年度（2019年度）熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の一部改正について 第4号議案 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程の制定について 第5号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について 第6号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について 第7号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正につ	

回数	開催年月日	議 題	備考
		<p>いて</p> <p>第8号議案 「扶養手当の運用について」の一部改正について</p> <p>第9号議案 事務局職員の人事異動について</p> <p>3 協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等関係規則及び通知の改正案について <p>4 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（2018年度）熊本県職員採用試験等の実施結果について ・地方公務員法及び地方自治法改正への対応について <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	
25	平成31年3月25日	<p>1 平成30年度（2018年度）第24回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則及び熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第2号議案 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第3号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第4号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第5号議案 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第6号議案 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第7号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第8号議案 熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第9号議案 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第10号議案 「格付の基準について」の一部改正について</p> <p>第11号議案 「準特地公署の指定について」の一部改正について</p> <p>第12号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>第13号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について</p> <p>3 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度（2019年度）熊本県職員等採用試験における募集職種・区分について ・平成31年度（2019年度）人事委員会事務局当初予算の概要について <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事委員会関係日程 	

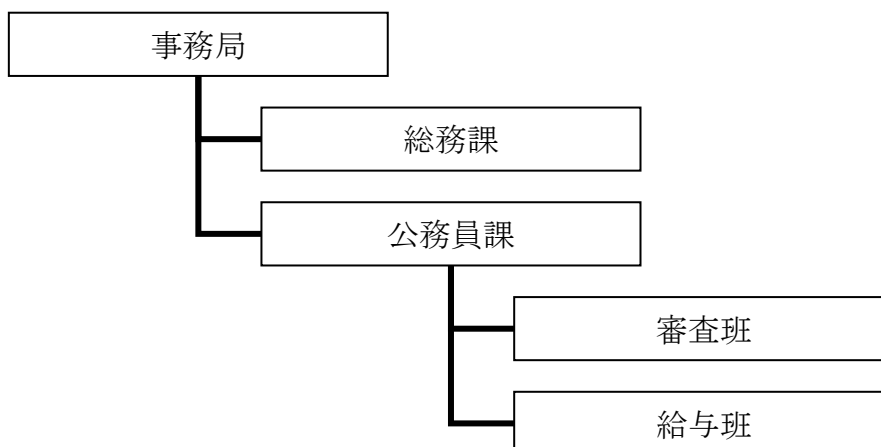
2 事務局

2 事務局

(1) 組織及び職員の配置状況

ア 組織

事務局の組織は、2課2班で次のとおりです。



イ 職員の配置状況

職員16人（条例定数20人）の配置状況は、次のとおりです。

（平成30年4月1日現在）

区分	職名	氏名	備考	
事務局	事務局長	田中 信行		
総務課	首席審議員（兼総務課長）	井上 知行		
	審議員（兼課長補佐）	稲葉 智裕	※	
	課長補佐（総務任用担当）	永田 理子		
	参事	北田 沙織		
	参事	宮崎 史敬		
	主任主事	山下 真徳		
	主事	馬場 翔吾		
	主事	山本 浩平		
公務員課	公務員課長	小崎 至		
	審議員（兼課長補佐）	稲葉 智裕	※	
	審査班	主幹（審査担当）	竹田 健	
		主任主事	岩下 亮介	
	給与班	主幹（給与担当）	堀口 彰史	
		参事	高田 一博	
		参事	富森 貴子	
		主事	有田 貴恵	

※兼務

(2) 分掌事務

課名	班名	分掌事務
総務課		1 人事委員会会議に関する事。 2 公印に関する事。 3 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事。 4 事務局職員の給与及び勤務条件に関する事。 5 事務局の予算及び経理に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 事務局内事務の調整に関する事。 8 文書に関する事。 9 広報に関する事。 10 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 11 競争試験及び選考に関する事。 12 職員の苦情相談に関する事(任用に関する事。) 13 退職管理に関する事(任命権者の事務に関する事。) 14 その他公務員課に属しない事。
公務員課	審査班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関する事。 2 不利益処分に関する審査請求の審査及び必要な措置に関する事。 3 管理職員等の指定に関する事。 4 職員団体の登録に関する事。 5 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係)。 6 職員の苦情相談に関する事(任用、給与、勤務条件等に関する事を除く。) 7 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関する事。 8 退職管理に関する事(任命権者の事務に関する事を除く。)。
	給与班	1 職員の分限及び懲戒に関する制度に関する事。 2 職員の給与に関する調査及び研究に関する事。 3 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。 4 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関する事。 5 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関する事。 6 職員の人事評価に関する制度の研究に関する事。 7 職員の研修に関する制度の研究に関する事。 8 職員に対する給与支払監理に関する事。 9 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係を除く。) 10 兼業、営利企業への従事等の制限に関する事。 11 職員の苦情相談に関する事(給与、勤務条件等に関する事)。

(参考) 職員の配置状況

(平成31年4月1日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考	
事務局	事務局長	本 田 充 郎		
総務課	総務課長	伊津野 裕 昭		
	審 議 員 (兼課長補佐)	稲 葉 智 裕	※	
	課長補佐 (総務任用担当)	増 住 香 織		
	参 事	木 山 真由美		
	参 事	宮 崎 史 敬		
	主任主事	山 下 真 徳		
	主任主事	馬 場 翔 吾		
	主 事	山 本 浩 平		
公務員課	公務員課長	小 崎 至		
	審 議 員 (兼課長補佐)	稲 葉 智 裕	※	
	審査班	主 幹 (審査担当)	北 山 尚 子	
		主任主事	岩 下 亮 介	
	給与班	主 幹 (給与担当)	堀 口 彰 史	
		主 幹	高 田 一 博	
		参 事	寺 島 絵理子	
		主 事	有 田 貴 恵	

※兼務

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

1 職員の任用

(1) 採用

平成30年度に実施した職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

実施状況は、第1表～第4表のとおりです。また、過去10年間の実施状況の推移は、第1図～第6図のとおりです。

第1表 平成30年度職員採用試験実施状況（概要）

（単位：人）

試験の名称	応募者数	第1次試験		大卒等(※) 第2次試験		大卒等(※) 第3次、 その他第2次 試験受験者	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H31.4.1現在)	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数					
大学卒業程度	890	645	398	398	205	196	145	4.4	127	
免許資格職（前期）	55	40	25	25	17	17	11	3.6	11	
民間企業等経験者対象	116	95	23	21	12	12	7	13.6	7	
高等学校卒業程度	253	220	67			61	28	7.9	20	
免許資格職（後期）	97	86	26			23	10	8.6	10	
小 計	1,411	1,086	539	444	234	309	201	5.4	175	
警察官採用試験	警察官A	男 性	439	314	211		211	53	5.9	44
		女 性	127	94	74		74	18	5.2	15
	警察官B	男 性	527	400	150		150	36	11.1	27
		女 性	193	138	49		49	12	11.5	9
	小 計	1,286	946	484			484	119	7.9	95
計	2,697	2,032	1,023	444	234	793	320	6.4	270	

※大卒等とは、第3次試験を実施している試験（大学卒業程度、免許資格職（前期）及び民間企業等経験者対象）のことを指す。

第2表 平成30年度職員採用試験の日程等

試験の名称		公告日	申込受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地	試験会場
職員採用試験	大学卒業程度 ・ 免許資格職 (前期)	30.4.9	30.4.26 ～30.5.11	第1次	筆記	30.6.24 (30.6.29)	熊本市	熊本学園大学
							東京都	立教大学
				第2次	面接	30.7.9～7.15 (30.7.19)	熊本市	熊本県庁
				第3次	面接	30.7.26～8.1 (30.8.7)	熊本市	熊本県庁
	民間企業等 経験者対象	30.4.9	30.4.26 ～30.5.11	第1次	筆記	30.6.24 (30.7.19)	熊本市	熊本学園大学
							東京都	立教大学
				第2次	面接	30.8.25～8.26 30.9.1 (30.9.7)	熊本市	熊本県庁
				第3次	面接	30.10.6 (30.10.23)	熊本市	熊本県庁
	高等学校卒業程度	30.6.15	30.8.3 ～30.8.24	第1次	筆記	30.9.23 (30.10.2)	熊本市	熊本学園大学
				第2次	筆記	30.10.20	熊本市	熊本県庁
					面接	30.10.27～10.29 (30.11.8)	熊本市	熊本県庁
	免許資格職 (後期) 【看護師以外】	30.6.15	30.8.3 ～30.8.24	第1次	筆記	30.9.23 (30.10.2)	熊本市	熊本学園大学
第2次				筆記	30.10.20	熊本市	熊本県庁	
				面接	30.10.27～10.29 (30.11.8)	熊本市	熊本県庁	
免許資格職 (後期) 【看護師】	30.6.15	30.8.3 ～30.8.24	第1次	筆記	30.9.23 (30.10.23)	熊本市	熊本学園大学	
			第2次	筆記	30.11.4	熊本市	熊本県庁	
				面接	30.11.10～11.11 (30.11.30)	熊本市	熊本県庁	

試験の名称		公告日	申込受付期間	試験日 (合格発表日)		試験地	試験会場	
警察官採用試験	警察官A	30.4.9	30.4.26 ～30.5.25	第1次	筆記	30.7.8 (30.7.13)	熊本市	熊本学園大学
				第2次	適性	30.8.4	熊本市	熊本県立大学
					体力	30.8.5	熊本市	熊本県立総合体育館
					面接	30.8.11～8.18 (30.8.28)	熊本市	熊本県庁
	警察官B	30.6.15	30.8.3 ～30.8.24	第1次	筆記	30.10.14 (30.10.23)	熊本市	熊本県立大学
				第2次	適性・体力	30.11.10	熊本市	熊本県警察学校
					面接	30.11.17～11.21 (30.11.30)	熊本市	熊本県庁

第3表 平成30年度採用試験の受験資格及び試験の方法等

試験の名称		受験資格 (H31.4.1現在の年齢)	試験の方法		
			第1次試験	第2次試験	第3次試験
職員採用試験	大学卒業程度	次のいずれかに該当する者 1 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者(22~35歳) 2 平成9年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成31年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) ※「心理判定員」は、上記のほか、学校教育法による大学(短期大学を除く。)において心理学を専攻し卒業した者(卒業見込みを含む。)	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※)	1 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接
	免許資格職 (前期)	「社会福祉」 次のいずれにも該当する者 1 昭和53年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 次の①又は②に該当する者 ①社会福祉士の資格取得者 ②児童自立支援専門員の資格取得者又は平成31年3月末までに取得見込みの者 「社会福祉以外の職種」 次のいずれにも該当する者 1 昭和53年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 各職種の免許を取得又は平成31年春季の国家試験で免許取得見込みの者	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※)	1 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接
	民間企業等 経験者対象	次のいずれにも該当する者 1 昭和34年4月2日以降に生まれた者(59歳まで) なお、保健師については、保健師の免許を有する者 2 民間企業等における職務経験年数が平成23年4月27日から平成30年4月26日までの間に通算4年以上ある者	1 教養試験 択一式 2 論文試験	1 面接試験 個別面接(※)	1 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接
	高等学校卒業程度	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(18~21歳) (上記大学卒業程度試験の受験資格2に該当する者は除く。)	1 教養試験 択一式 2 適性試験 (事務系職種) 択一式 3 専門試験 (技術系職種) 択一式	1 作文試験 2 面接試験 ア 集団面接 イ 個別面接(※)	

試験の名称		受験資格 (H31. 4. 1現在の年齢)	試験の方法		
			第1次試験	第2次試験	第3次試験
職員採用試験	免許資格職 (後期)	<p>「保育士」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成元年4月2日以降に生まれた者 (29歳まで) 2 上記のほか、保育士の資格を取得又は平成31年3月末までに取得見込みの者 <p>「学校図書館事務」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和58年4月2日以降に生まれた者 (35歳まで) 2 上記のほか、司書の資格を取得又は平成31年3月末までに取得見込みの者 <p>「臨床検査技師」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成元年4月2日以降に生まれた者 (29歳まで) 2 上記のほか、臨床検査技師の免許を取得又は平成31年春季の国家試験で免許取得見込みの者 <p>「看護師」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和53年4月2日以降に生まれた者 (40歳まで) 2 上記のほか、看護師の免許を取得又は平成31年春季の国家試験で免許取得見込みの者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式 2 専門試験 【看護師以外】 択一式 【看護師】 記述式 	<ol style="list-style-type: none"> 1 論文試験 2 面接試験 ア 集団面接 イ 個別面接 (※) 	
	警察官採用試験	警察官A (男性・女性)	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和61年4月2日以降に生まれた者 (22歳～32歳) 2 学校教育法による大学(短期大学は除く。)を卒業又は平成31年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式 	<ol style="list-style-type: none"> 1 論文試験 2 体力試験 反復横跳び、20mシャトルラン、腕立て伏せ 3 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接 (※) 4 身体検査
	警察官B (男性・女性)	<p>平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 (18歳～27歳) (上記警察官Aの受験資格2に該当する者は除く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式 	<ol style="list-style-type: none"> 1 作文試験 2 体力試験 反復横跳び、20mシャトルラン、腕立て伏せ 3 面接試験 ア 集団面接 イ 個別面接 (※) 4 身体検査 	

※面接試験の参考とするため、適性検査を実施。

第4表 平成30年度職員採用試験実施状況

① 一般職員

(単位：人)

種類	職種	採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験		第3次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 <small>(H31.4.1現在)</small>
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数				
大 学 卒 業 程 度	行 政	74人程度	504	360	222	222	99	92	74	4.9	62
	警察行政	9人程度	65	54	19	19	14	14	9	6.0	9
	教育行政	24人程度	140	111	65	65	32	31	24	4.6	20
	心理判定員	3人程度	19	12	9	9	5	5	3	4.0	3
	総合土木	13人程度	42	25	22	22	19	19	14	1.8	14
	建 築	1人程度	10	6	2	2	2	2	1	6.0	1
	機 械	1人程度	10	5	5	5	3	3	1	5.0	1
	農 学	11人程度	65	44	33	33	17	16	11	4.0	11
	林 学	4人程度	12	12	11	11	6	6	4	3.0	3
	畜 産	2人程度	11	8	4	4	3	3	2	4.0	1
	水 産	2人程度	12	8	6	6	5	5	2	4.0	2
	計	144人程度	890	645	398	398	205	196	145	4.4	127
免 許 資 格 職 （ 前 期 ）	社会福祉	3人程度	19	15	9	9	5	5	3	5.0	3
	薬 剤 師	7人程度	14	6	5	5	3	3	2	3.0	2
	保 健 師	6人程度	22	19	11	11	9	9	6	3.2	6
	計	16人程度	55	40	25	25	17	17	11	3.6	11
民 間 企 業 等 対 象	行 政	5人程度	111	90	20	18	9	9	5	18.0	5
	保 健 師	2人程度	5	5	3	3	3	3	2	2.5	2
	計	7人程度	116	95	23	21	12	12	7	13.6	7

(単位：人)

種類	職種	採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H31.4.1現在)
				受験者数	合格者数				
高等学校卒業程度	一般事務	10人程度	159	140	30	28	11	12.7	8
	警察事務	4人程度	38	34	12	11	4	8.5	3
	教育事務	2人程度	13	11	6	6	3	3.7	3
	一般土木	3人程度	8	5	4	4	3	1.7	1
	農業土木	3人程度	19	16	9	8	4	4.0	3
	林業	3人程度	16	14	6	4	3	4.7	2
	計	25人程度	253	220	67	61	28	7.9	20
免許資格職 (後期)	保育士	1人程度	5	4	3	3	1	4.0	1
	学校図書館事務	2人程度	47	44	6	4	2	22.0	2
	臨床検査技師	1人程度	22	18	5	4	1	18.0	1
	看護師	6人程度	23	20	12	12	6	3.3	6
	計	10人程度	97	86	26	23	10	8.6	10

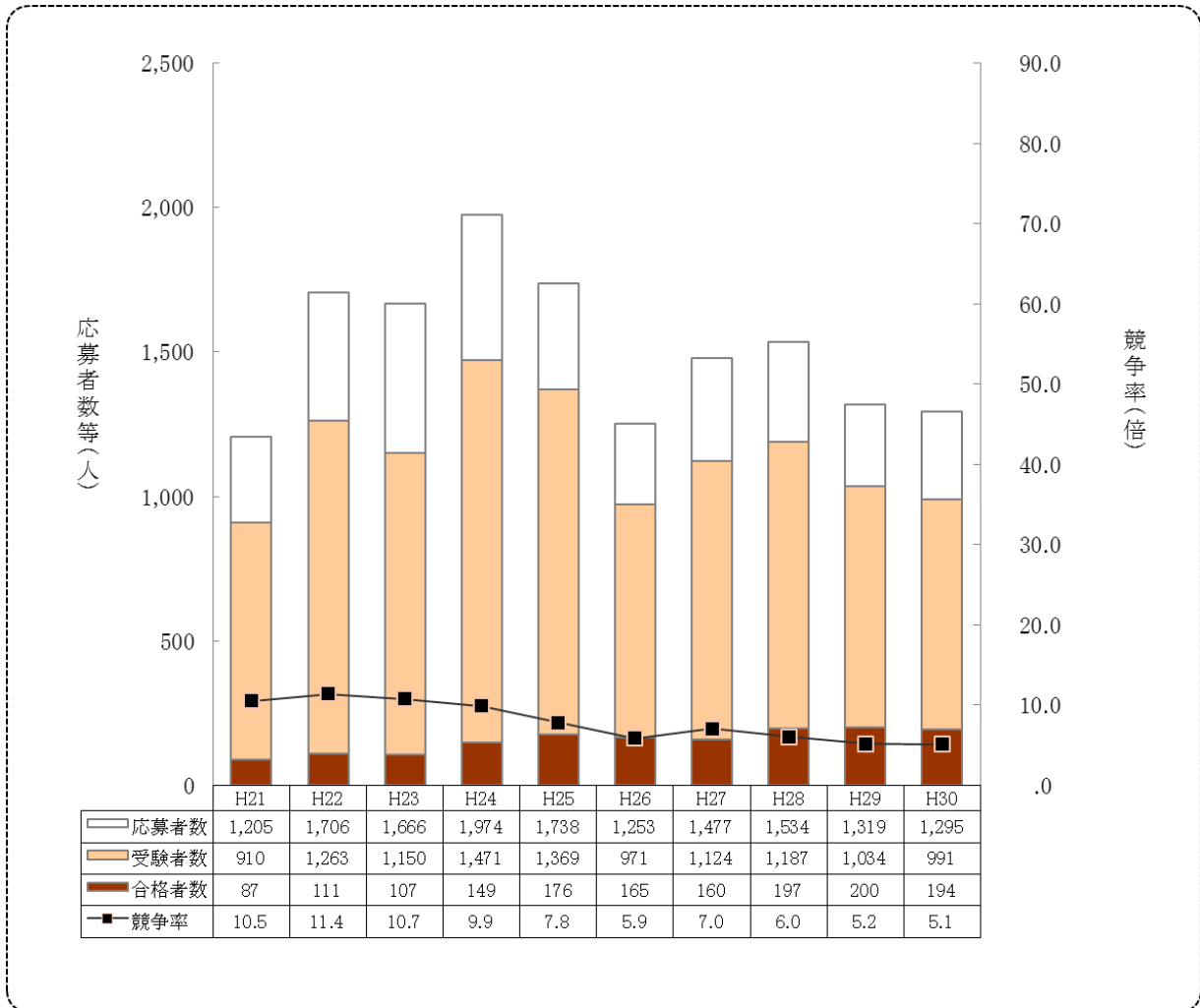
② 警察官

(単位：人)

区分	職 種		採用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H31.4.1現在)
					受験者数	合格者数				
警察官	警察官A	男性	53人程度	439	314	211	211	53	5.9	44
		女性	18人程度	127	94	74	74	18	5.2	15
	警察官B	男性	36人程度	527	400	150	150	36	11.1	27
		女性	12人程度	193	138	49	49	12	11.5	9
計			119人程度	1,286	946	484	484	119	7.9	95

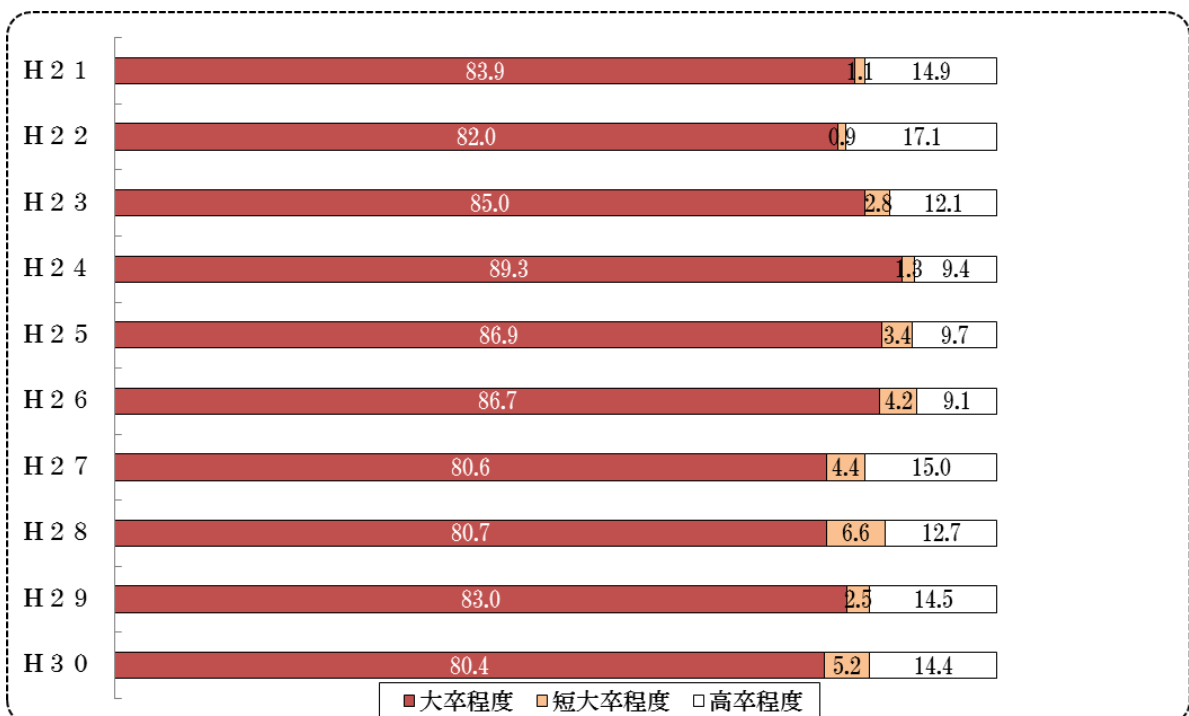
第1図 大卒、短大卒、高卒程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分及び平成26年度実施の免許資格職(その他)分は非算入。)



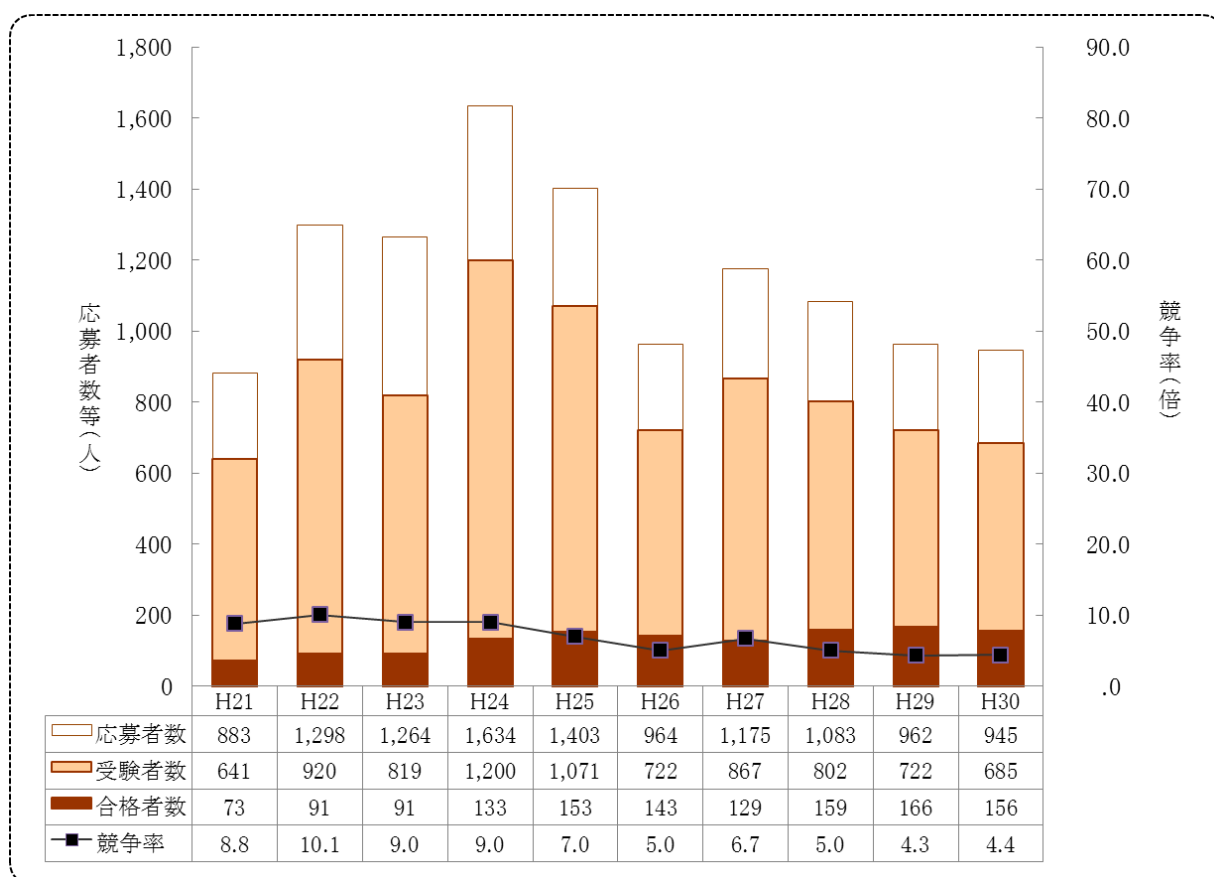
第2図 合格者総数に占める試験区分ごとの合格者の割合

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分及び平成26年度実施の免許資格職(その他)分は非算入。)



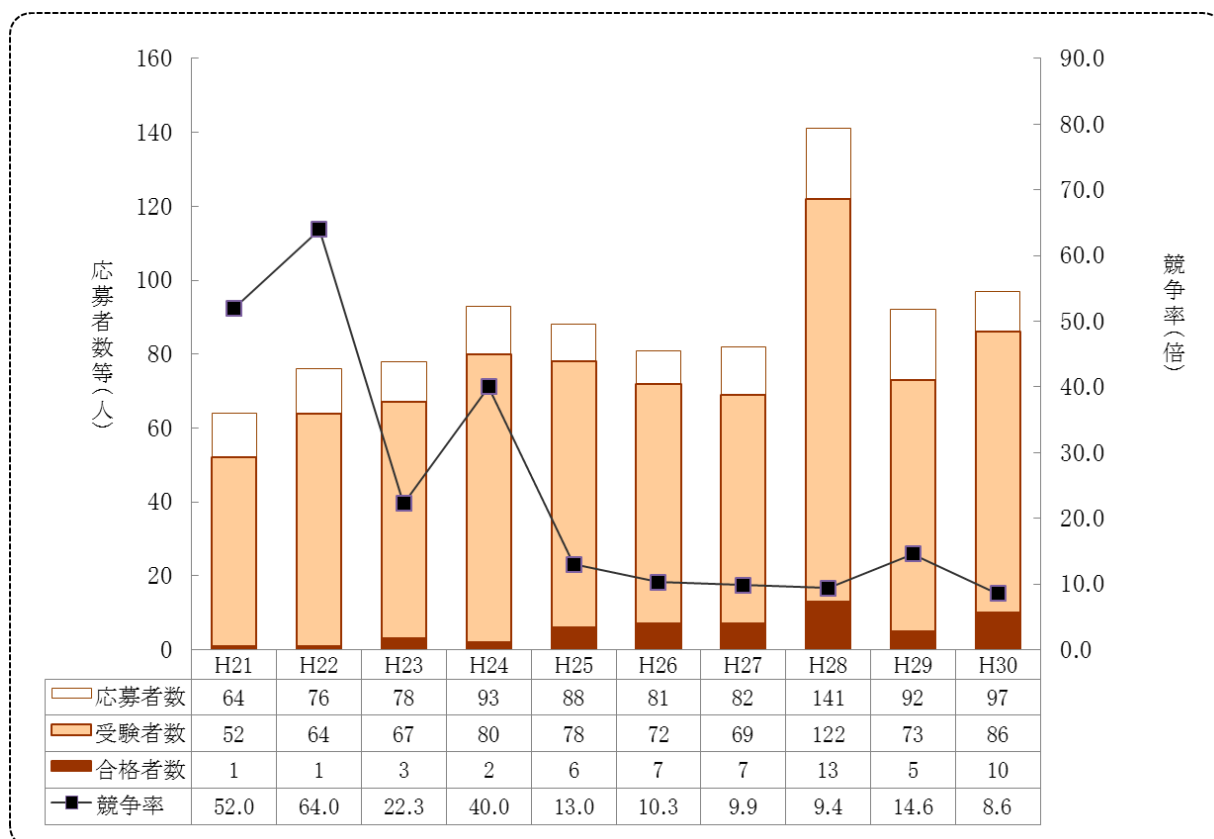
第3図 大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分は非算入。平成25年度以降は免許資格職(前期)を含む。)

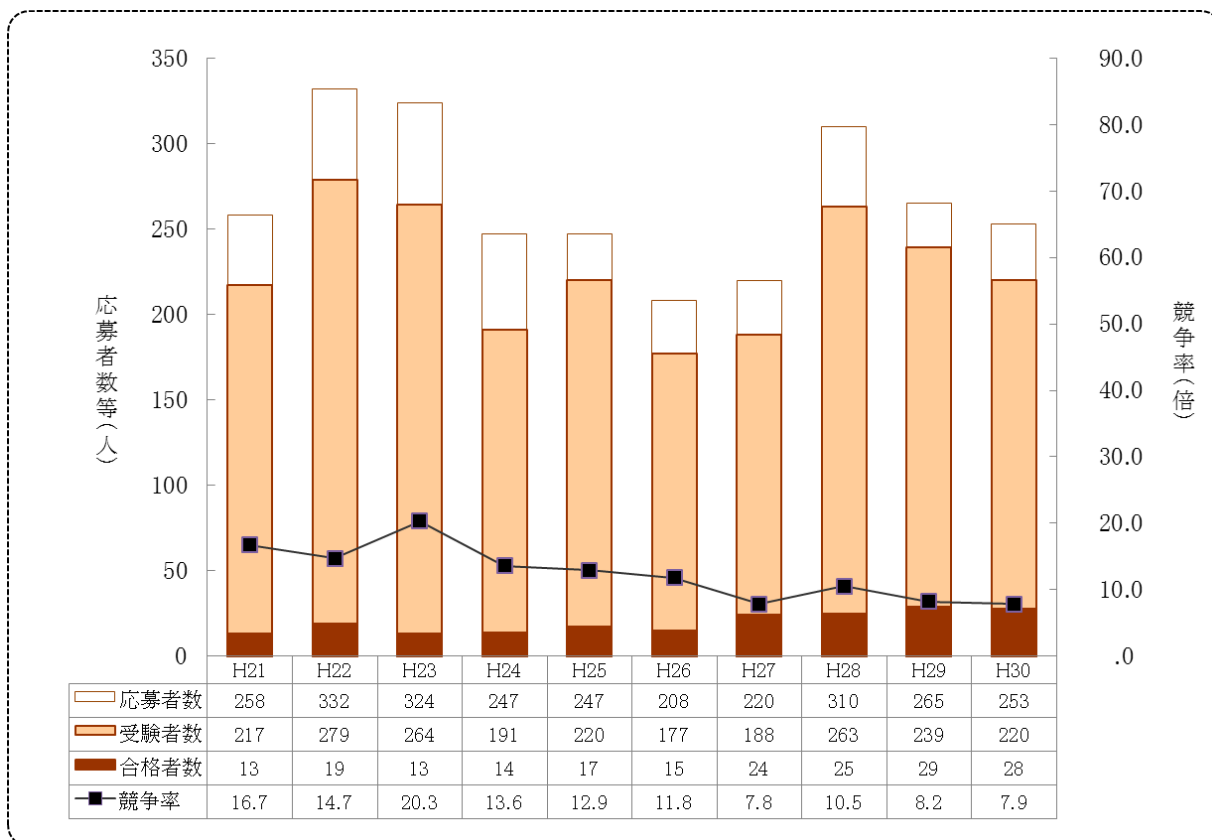


第4図 短期大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

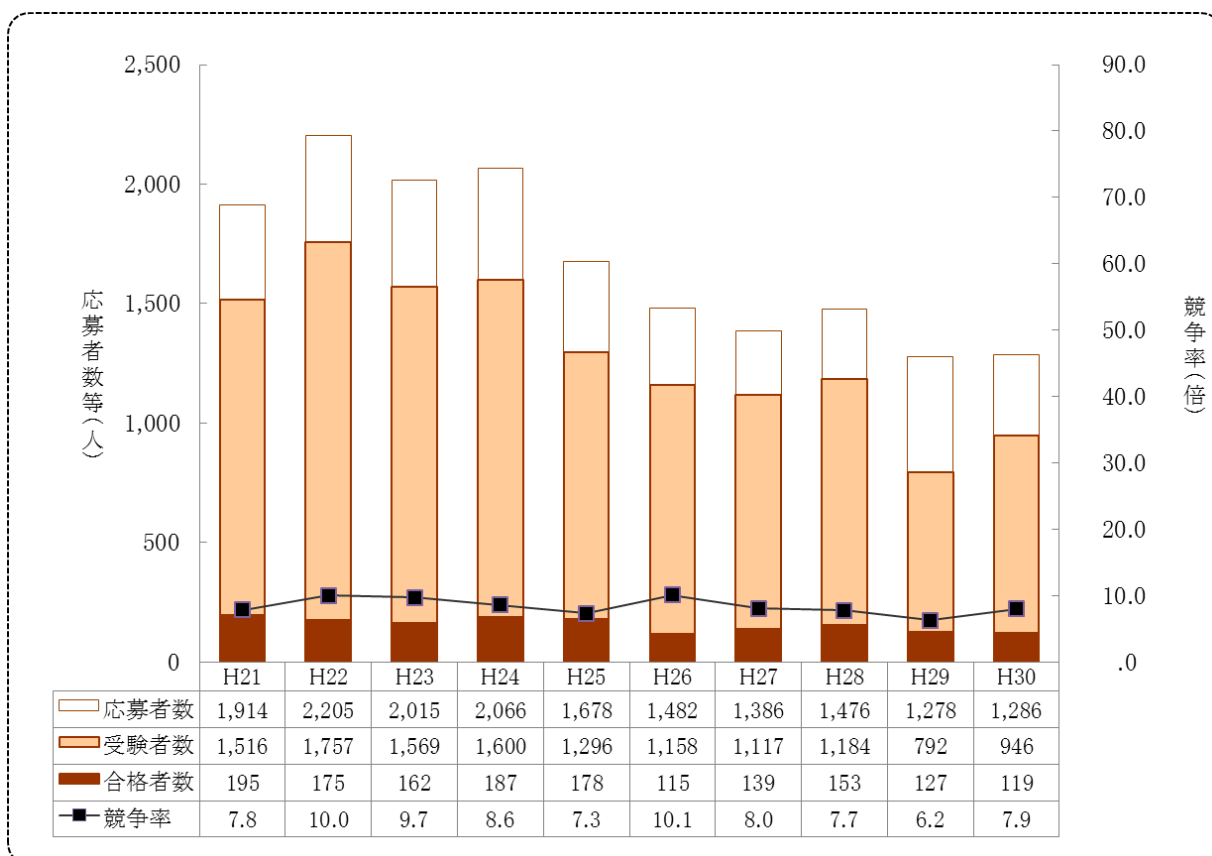
(※平成25～27年度は免許資格職(後期)を含む。平成28年度以降は免許資格職(後期)のみ。)



第5図 高等学校卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第6図 警察官採用試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



イ 選 考

実施状況は、第5表のとおりです。

第5表 平成30年度職員採用選考実施状況

(単位：人)

		知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者 (企業局・病院局)	その他	計	
一 般 職 員	人 事 交 流 等	部 長 級	2	0	0	0	2	
		次 長 級	0	0	0	0	0	
		課 長 級	1	13	0	0	14	
		課長補佐級	0	5	1	0	6	
		係 長 級	2	19	1	0	22	
		主任主事	0	3	0	0	3	
		主任技師	0	0	0	0	0	
		主 事	1	2	0	0	3	
		技 師	0	0	0	0	0	
	資 格 職 種 等	職業訓練指導員	2	0	0	0	0	2
		航空整備士	0	0	1	0	0	1
		学 芸 員	0	1	0	0	0	1
		航 海 士	2	2	0	0	0	4
		機 関 士	2	2	0	0	0	4
		甲 板 員	0	3	0	0	0	3
		機 関 員	0	3	0	0	0	3
		司 厨 員	0	2	0	0	0	2
		警察官A(武道指導)	0	0	3	0	0	3
		医 師	4	0	0	0	0	4
		獣 医 師	4	0	0	0	0	4
薬 剤 師	3	0	0	0	0	3		
理学療法士	1	0	0	0	0	1		
作業療法士	1	0	0	0	0	1		
任期付職員		52	0	0	0	0	52	
小 計		77	55	6	0	0	138	
警 察 官	警 視	0	0	2	0	0	2	
	警 部	0	0	0	0	0	0	
	警 部 補	0	0	0	0	0	0	
	巡査部長	0	0	0	0	0	0	
	巡 査	0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	2	0	0	2	
計		77	55	8	0	0	140	

(2) 昇 任

平成30年度に実施した職員昇任の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

現在実施しているのは、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみで、その実施については、警察本部長に委任しています。

なお、実施状況は第6表のとおりです。

第6表 平成30年度警察官昇任試験の実施状況

(単位：人)

区 分	受験予定者数	受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	試験日
警 部	530	489	30	16.3	第1次 30. 5. 31 第2次 30. 6. 27 第3次 30. 8. 2 (口述・術科)
警 部 補	640	608	65	9.4	第1次 30. 5. 29 第2次 30. 6. 25 第3次 30. 7. 31 (口述・術科)
巡査部長	748	738	90	8.2	第1次 30. 9. 27 第2次 30.10. 15 第3次 30.11. 9 (口述・術科)

イ 選 考

実施状況は、第7表のとおりです。

第7表 平成30年度職員昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職/任命権者	知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業管理者 (企業局・病院局)	その他	計
一 般 職 員	部 長 級	6	1	0	1	2	10
	次 長 級	28	1	0	0	0	29
	課 長 級	57	7	4	1	2	71
	課長補佐級	109	20	4	3	3	139
	係 長 級	99	17	6	4	1	127
小 計		299	46	14	9	8	376
警察官	警 視	0	0	17	0	0	17
合 計		299	46	31	9	8	393

(3) 身体障がい者を対象とする選考試験

「障害者の雇用の促進に関する法律」の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用促進を図るため、身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を平成9年度から実施しています。

ア 平成30年度選考試験日程及び受験資格

受付期間 (公告日)	試験日 (合格発表日)	試験地 (試験会場)	試験の方法	受験資格
【当初】 30.8.3 ～8.24 (30.6.15)	第1次試験 30.10.21 (30.11.8)	熊本市 (熊本県庁)	1 教養試験 択一式	次のいずれにも該当する者 1 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(18～35歳) 2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 3 通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
	第2次試験 30.11.24 ～11.25 (30.11.30)		1 作文試験(※) 2 面接試験 ア 個別面接	
【追加募集】 30.12.3 ～12.14 (30.11.30)	第1次試験 31.1.20 (31.2.7)	熊本市 (熊本県庁)	1 教養試験 択一式	次のいずれにも該当する者 1 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(18～35歳) 2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)の交付を受けている者
	第2次試験 31.2.23 (31.3.1)		1 作文試験(※) 2 面接試験 ア 個別面接	

※作文試験は、第1次試験と同日に実施。

イ 平成30年度選考試験の実施状況

職種	採用 予定人員	応募者数	第1次試験		第2次試験		採用者数 (H31.4.1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
【当初】							
一般事務	5人程度	17	14	10	10	5	5
警察事務	1人程度				9	1	0
教育事務	5人程度				8	3	2
【追加募集】							
一般事務	3人程度	10	10	4	3	1	1
教育事務	3人程度				3	1	1

ウ 応募者数・受験者数・合格者数の推移

	採用予定人員	応募者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
平成21年度	3	14	12	3	4.0
平成22年度	2	14	12	2	6.0
平成23年度	2	17	17	2	8.5
平成24年度	4	26	22	4	5.5
平成25年度	2	23	18	2	9.0
平成26年度	2	29	24	1	24.0
平成27年度	3	22	19	3	6.3
平成28年度	4	16	13	4	3.3
平成29年度	3	7	6	3	2.0
平成30年度	17	27	24	11	2.2

2 職員の給与

2 職員の給与

(1) 平成30年職員給与実態調査

平成30年職員給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象職員

平成30年4月1日に在職する職員

イ 調査項目

平成30年4月分の給料、諸手当の月額及び職員数等

ウ 調査結果の概要

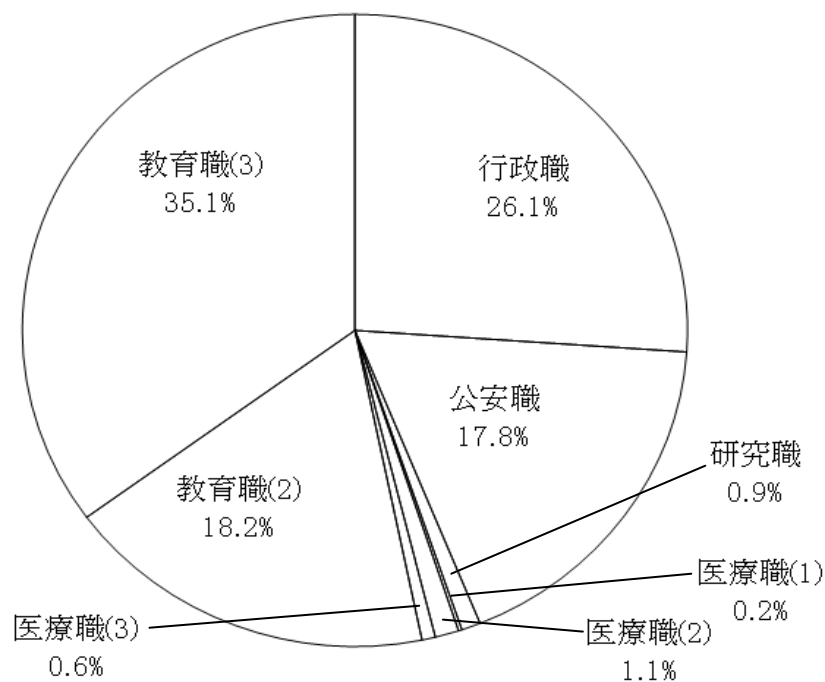
(ア) 給料表別職員数及び平均年齢

(単位：人、歳・月)

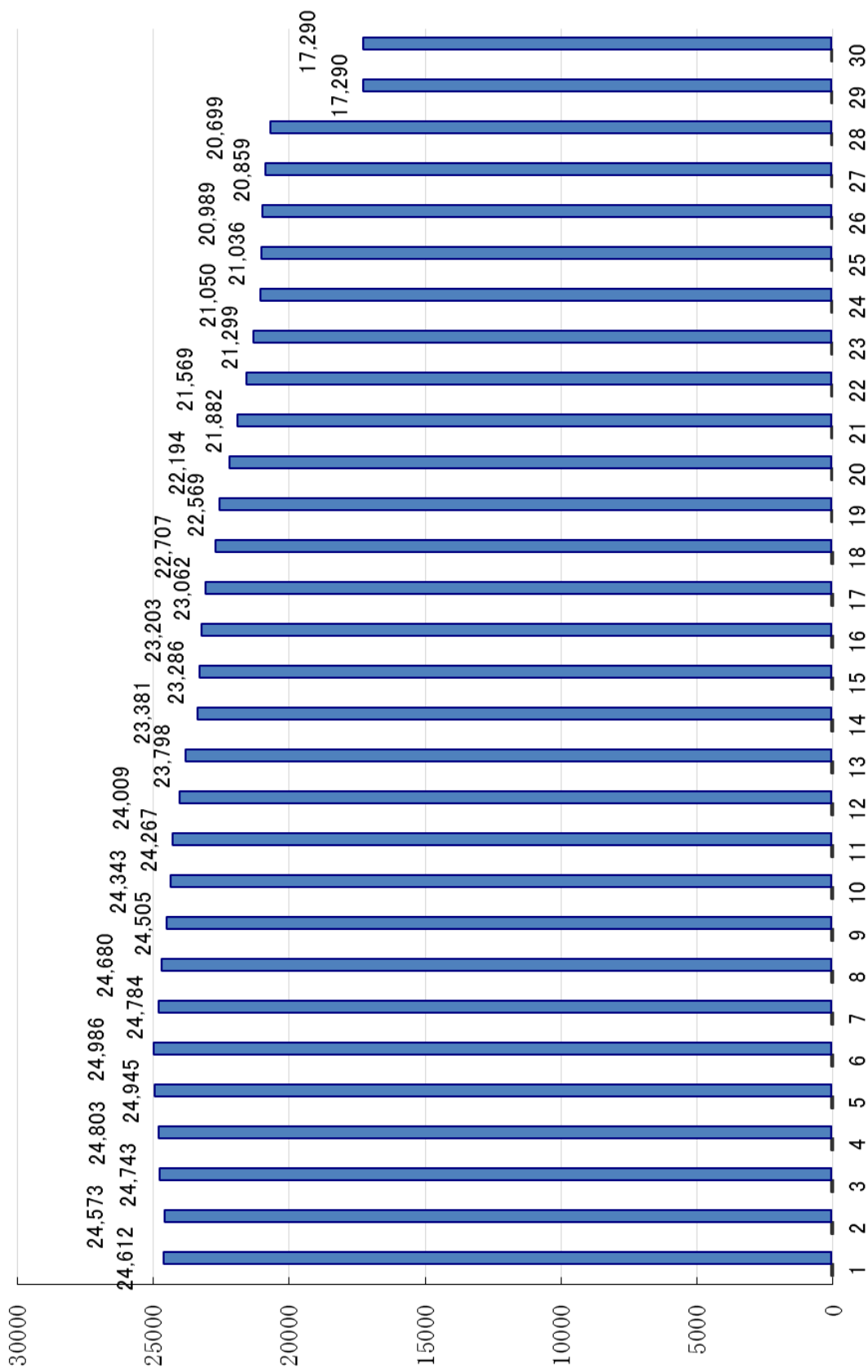
給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
適用を受ける職員	事務・技術職員	警察官	研究センター・研究所等で試験研究業務等に従事する職員	医師 歯科医師	薬剤師 獣医師 栄養士等	保健師 看護師等
職員数	4,510	3,073	160	30	199	114
平均年齢	42.1	37.1	40.1	48.5	41.4	41.8

教育職(2)	教育職(3)	計
高等学校等教育職員	小・中学校教育職員	
3,141	6,063	17,290
44.1	45.6	43.1

(イ) 給料表別職員数の割合



(ウ) 職員の推移 (全職員)



(平成)
 ※平成 29 年度からは、義務教育費国庫負担金に係る事務権限の熊本市への移譲に伴い、熊本市立小中学校及び特別
 支援学校(小中学部)の教職員については県費負担教職員ではなくなった。

(工) 給料表別平均給与月額

項目	平均給与月額						比較対象外 手当 (B)	合計 (A)+(B)	前年4月の平均 給与月額 [(A)に相当 するもの] (C)	対前年増減額 (A)-(C)	$\frac{(A) \times 100}{(C)}$
	給料の月額	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他の手当	計 (A)					
行政職	333,416	10,752	7,991	6,629	1,168	359,956	50,040	409,996	363,266	△ 3,310	99.1
公安職	315,471	14,014	3,043	2,952	2,419	337,899	75,775	413,674	336,994	905	100.3
研究職	361,030	11,194	0	9,361	1,344	382,929	32,520	415,449	380,350	2,579	100.7
医療職(1)	507,097	13,400	43,527	8,983	395,257	968,264	35,462	1,003,726	968,000	264	100.0
医療職(2)	329,716	8,246	5,210	7,995	8,292	359,459	29,219	388,678	365,372	△ 5,913	98.4
医療職(3)	333,834	4,320	1,544	5,716	263	345,677	52,999	398,676	347,219	△ 1,542	99.6
教育職(2)	384,632	11,656	3,235	8,235	637	408,395	25,649	434,044	406,117	2,278	100.6
教育職(3)	381,432	9,236	6,263	6,076	1,696	404,703	18,498	423,201	409,556	△ 4,853	98.8
計	356,885	10,902	5,555	6,112	2,241	381,695	38,714	420,409	383,893	△ 2,198	99.4

(注) 1 給料の月額には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含みます。なお、教育職(2)及び教育職(3)においては、このほかに教職調整額を含みます。

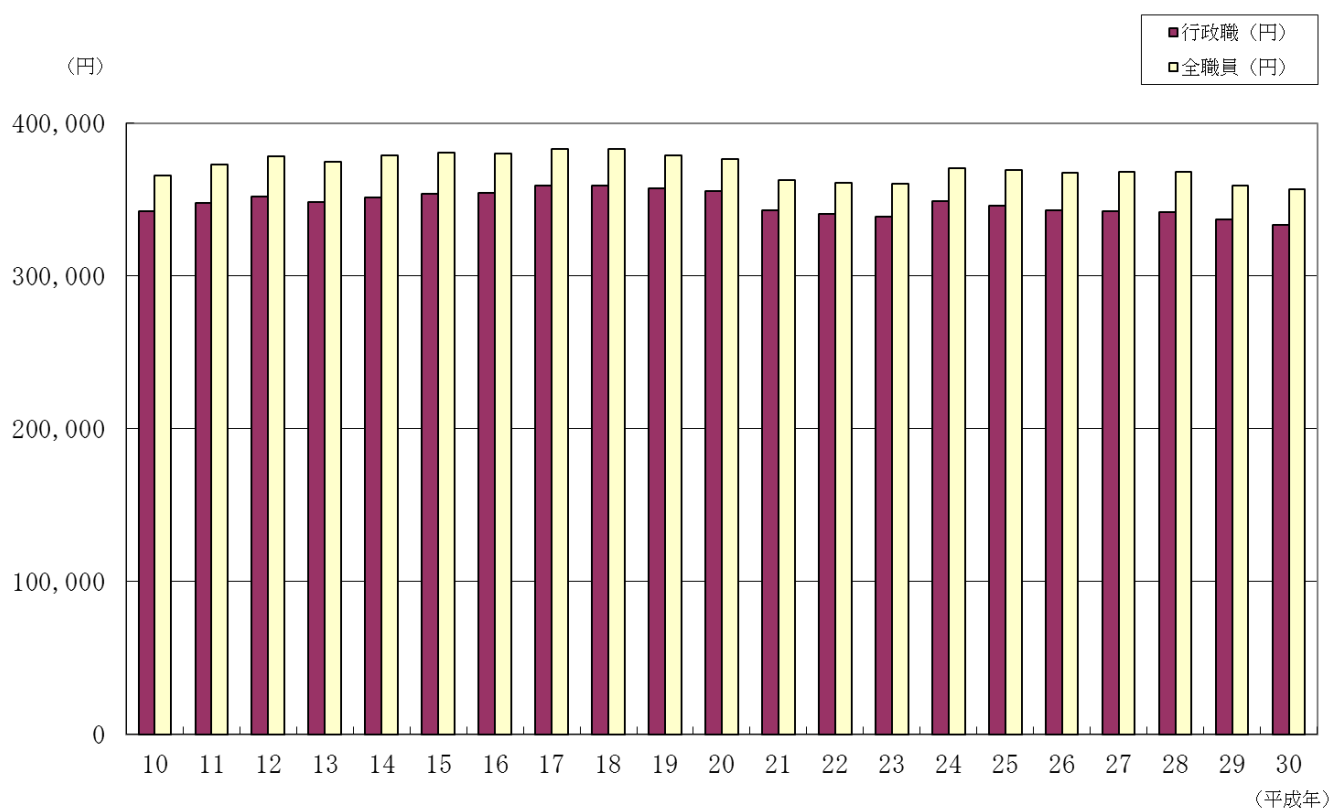
2 「その他の手当」には、地域手当(県外勤務者に支給されるものを除く。)、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(「準ずる手当」を含みます。)
及びへき地手当(「準ずる手当」を含みます。)の合計額を計上しています。

3 「比較対象外手当」には、公民給与の比較対象となる職員給与に該当しない地域手当(県外勤務者に支給されるものに限る。)、通勤手当、単身赴任手当(加算額)、
時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当
及び特殊勤務手当の合計額を計上しています。

(オ) 給料の月額（本俸）の平均額の推移

年	行政職（円）	全職員（円）
10	342,290	365,638
11	347,919	372,739
12	352,162	377,992
13	348,546	374,641
14	351,083	378,593
15	353,798	380,654
16	354,466	380,156
17	358,832	382,927
18	359,048	382,835
19	357,125	378,633
20	355,343	376,433
21	342,736	362,993
22	340,413	361,130
23	338,783	360,168
24	348,693	370,699
25	345,819	369,060
26	342,878	367,258
27	342,424	368,078
28	341,884	368,113
29	336,754	359,272
30	333,416	356,885

(注) 「給料の月額」に含むものは、前ページ(エ)の(注)の1と同じです。



(2) 平成30年職種別民間給与実態調査

平成30年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上かつ事業所規模 50人以上の県内事業所の中から層化無作為抽出法により抽出した 687 事業所（うち実地調査：214 事業所）

イ 調査項目

平成30年4月分の県内民間事業所従業員の給与等

ウ 調査結果の概要

(ア) 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況（事業所割合）

（単位：％）

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
一般の従業員	31.7	6.1	0.0	62.2
課長級	28.3	6.1	0.0	65.6

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計（ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所は除外して集計）

その2 定期昇給の実施状況（事業所割合）

（単位：％）

	定期昇給制度あり					定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
	定期昇給実施			定期昇給 中	止		
	増額	減額	変化なし				
一般の従業員	85.0	84.5	25.3	3.5	55.7	0.5	15.0
課長級	74.6	74.6	23.5	3.5	47.6	0.0	25.4

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計

(イ) 民間における初任給の状況（事務・技術関係職種）

（単位：円）

職種	学歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新卒事務員	大学卒	187,981	207,072	184,169	180,020
	短大卒	159,841	167,400	156,484	-
	高校卒	149,607	149,620	149,509	149,955
新卒技術者	大学卒	189,904	204,992	180,035	191,000
	短大卒	176,561	187,148	171,617	X
	高校卒	158,383	164,451	157,559	156,507
新卒事務員 ・技術者計	大学卒	188,701	206,018	182,673	182,376
	短大卒	173,393	183,461	168,520	X
	高校卒	154,983	158,472	154,192	154,566

（注）採用のある事業所の平均。また、「X」は、調査事業所が1事業所の場合です。

(ウ) 民間における家族手当の状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,502 円
配偶者と子1人	17,708 円
配偶者と子2人	22,076 円

（注）支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出しました。

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
9.1%	14.6%	76.3%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合です。

(エ) 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	55.5%
支給しない	44.5%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

備 考 本県の場合、住宅手当の現行の最高支給限度額は、27,000円です。

(オ) 民間における特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	340,261円
	上半期 (A2)	338,166円
特別給の支給額	下半期 (B1)	701,704円
	上半期 (B2)	806,386円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.06月分
	上半期 (B2/A2)	2.39月分
	年間計	4.45月分

(注) 「下半期」とは平成29年8月から平成30年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(3) 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成30年10月12日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その内容は、次のとおりです。

■ 平成30年 職員の給与等に関する報告 ■

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適應の原則）。また、給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っています。

本委員会は、従来から給与制度については国に準じた見直しを行いながら、給与水準については、地域の国家公務員との均衡も考慮しつつ、毎年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

昨年は、2年振りに職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果に加え、人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、給与改定を行う必要があると判断しました。

本年も、職種別民間給与実態調査の調査結果に加え、人事院勧告の内容等を総合的に勘案し検討した結果、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本に給与改定を行う必要があると判断しました。

また、公務員制度改革としては、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、平成32年4月から施行されることから、本県においても、改正法の施行に向けて、適切な対応を行う必要があります。

さらに、人事院は、本年、給与に関する勧告と同時に、定年の段階的な引上げに関する意見の申出を行いました。地方公務員の定年は、地方公務員法において、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされています。定年の引上げは、本県の人事給与制度はもとより、職員一人ひとりの人生設計にも大きく影響する事項であることから、今後も国や他県の動向を十分注視していく必要があります。

本委員会は、これまでも、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、必要な措置について報告及び勧告を行ってきました。これからも、民間給与の実態、社会情勢の動き等を的確に捉え、人事行政の中立かつ専門の機関として期待される役割を十分に果たせるよう努めます。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況（略：平成30年職員給与実態調査について記載）

2 民間の給与の状況等（略：平成30年職種別民間給与実態調査について記載）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、

公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員について、民間においては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては比較対象とする給与、民間にあつてはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス比較）を行いました。

その結果、別表第3に示すとおり、職員給与は民間給与を704円（0.19%）下回っています。

別表第3 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
365,409 円	364,705 円	704 円	0.19%

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています（参考1～3を参照）。

3 公民比較対象職員（新規学卒者を除く行政職給料表適用職員）の平均年齢は、43歳4月です。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を0.05月上回っています。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ100,523円、130,560円、157,276円及び183,985円となっています。

また、総務省の調査による本年4月の熊本市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて0.4%増加しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員給与と職員給与との比較

職員の給与制度は、国家公務員に準じていますが、給与構造改革が実施された平成18年度以降、給料の月額（国は俸給の月額）に諸手当を加えた平均給与月額について、職員においては年々減少し続けています。これに対し、国家公務員の平均給与月額は年々増加しており、昨年は減少に転じましたが、本年は再び増加しました。

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する行政職給料表適用職員を比較すると、別表第5のとおり、諸手当を加えた本年4月の平均給与月額では、職員が国家公務員を46,235円下回っています。

一方、手当を含まない給料の月額（俸給の月額）のみの平均では、職員が国家公務員を7,646円上回っています（昨年4月現在における国家公務員の俸給の水準を100とした場合の職員の給料の水準を示すラスパイレス指数は100.8）。

(2) 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月10日に、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について報告及び勧告を行いました。

ア 本年の給与改定

月例給については、本年4月分の国家公務員給与が民間給与を655円(0.16%)下回っているため、職員の初任給について、民間との間に差があること等を踏まえ、1,500円引き上げることとし、若年層についても1,000円程度の改定を行う一方、その他については、それぞれ400円引き上げを基本とするなど、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げています。

特別給についても、民間の支給割合4.46月に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げ、引上げ分を勤勉手当に配分することとしました。

その他、俸給表の改定に伴い、医師に対する初任給調整手当の支給月額を引上げることとしました。

イ その他

給与に関する事項としては、上記のほかに、宿日直手当及び住居手当について言及しています。

宿日直手当については、宿日直対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額の限度を引き上げることとしました。

また、住居手当については、受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくと報告しています。

6 本年の給与の改定

(1) 給与改定の必要性

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与が民間給与を704円(0.19%)下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合を0.05月分下回っています。

一方、人事院は、5(2)に記載したとおり、本年4月分の給与の官民較差を踏まえ、俸給表水準を引き上げることとしました。その際、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給については1,500円、若年層についても1,000円程度、その他についてはそれぞれ400円引き上げを基本としています。

特別給についても民間の支給割合が公務を上回っていることから、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるほか、平成31年度以降において、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する勧告を行いました。加えて、人事院は、俸給表の改定に伴い医師に対する初任給調整手当を改定するとともに、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当を改定する勧告をしました。

職員給与は、情勢適応の原則のほか、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めるとする均衡の原則を踏まえる必要があります。

本委員会は、この原則に基づき、職種別民間給与実態調査や人事院勧告の内容等を総合的に勘案して検討した結果、本年は、月例給並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行う必要があると判断しました。

なお、月例給の改定に当たっては、本県では給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員が多く、人事院勧告に準じた給料表の引上げ改定を行ったとしても、なお民間給与との較差が残ることとなります。

そのため、この較差を解消し、さらに平成28年に勧告した扶養手当の見直しを円滑に進める観点から、昨年に引き続き、同見直しにおいて平成31年度に予定されている扶養手当の子に対する手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施する必要があると判断しました。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

職員の給与改定は、本県における民間給与との較差を考慮し、人事院勧告による国

家公務員の給与改定に準じて実施しており、本年の行政職給料表については、初任給について1,500円又は1,400円、若年層について1,000円程度、その他についてはそれぞれ400円引き上げることを基本とした改定を行います。

併せて、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うこととします。

なお、給料表の改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとします。これに伴い、平成28年度から実施した給与制度の総合的見直しによる経過措置の対象外となる者については、所要の措置を講ずることが適当です。

イ 扶養手当

平成32年3月31日までの間における特例のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の子に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を除く。）について、所要の改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告による国家公務員の手当の改定及び医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

また、本県では獣医師に対する初任給調整手当を支給していますが、医療職給料表（2）の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととし、同様に本年4月に遡及して実施します。

エ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告による国家公務員の手当の改定を勘案し、所要の改定を行うこととします。

オ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とすることとします。支給月数の引上げ分は、国の配分状況及び民間における支給状況を参考とし、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとします。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

このほか、平成31年度以降は、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することとします。

Ⅲ 職員の人事給与等に関する今後の課題

1 人事給与制度

(1) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

国においては、国家公務員制度改革基本法に定める「能力及び実績に応じた処遇の徹底」という基本理念に基づき、人事評価の適切な実施とその結果を任免や給与等に反映する取組が進められてきました。

本県でも、各任命権者において人事評価制度を導入するとともに、同評価の昇給及び勤勉手当への反映についても、本格的な実施段階に入ったところであり、今後、同評価を職員の業務遂行意欲の向上にさらに繋げていくことが求められます。

また、等級別基準職務表では、級により職務の複雑、困難及び責任の度の相違が明確であることが求められています。地方公務員法に規定されている職務給の原則に基づき、その格付けが適当であるか、また国や他県との均衡が保たれているかといった観点から、

格付けの見直しについて検討を行う必要があると考えます。

これらの制度は、職員の人事給与制度に大きく影響を及ぼすものであることから、今後とも、職員からの信頼を得られるよう、適切な運用に努めていく必要があります。

(2) 多様で有為な人材の確保及び育成

本県は、人口減少・超高齢化といった大きな課題に直面するとともに、熊本地震からの復旧・復興を進める中で、様々な課題も発生しています。採用試験を所管する本委員会に対して、各任命権者からは、多岐にわたる行政課題や行政需要に的確に対応することができる多様で有為な人材の確保を要請されているところです。他方、近年の職員採用を取り巻く環境は、受験年齢人口の減少、景気動向の影響などから人材獲得競争が激しくなっており、受験者数の確保は容易でなくなっています。

これらの状況を踏まえ、本委員会においては、より多くの受験者を本県受験に導くため、積極的な募集広報活動を実施するとともに、各任命権者との協議を重ねながら、多様で有為な人材を確保するための試験制度の改善に取り組んでいます。

平成30年度採用試験に向けては、新たな広報媒体として職員採用フェイスブックを開設し、広報活動のさらなる充実に努めるとともに、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、大学卒業程度の「一般土木」職と「農業土木」職を統合し、「総合土木」職を新設するなどの試験制度の改善を行いました。

平成30年度大学卒業程度の採用試験においては、応募倍率が前年度から僅かに増加し、全ての職種において採用予定者数を確保することができましたが、免許資格職の一部の職種については、採用予定者数を確保できない結果となりました。

今後とも、多様で有為な人材の確保を図るため、本委員会は、より効果的な広報活動と試験制度の改善について、各任命権者とともに検討していきます。

また、人材の育成については、これまでも、各任命権者において様々な取組がなされていますが、今後新たに生じる行政課題等に的確に対応するためには、新規に採用した職員を含め、何よりも全職員の能力を最大限に活用していくことが重要です。そのため、各任命権者においては、人材育成に係る基本方針に基づき、職員の意識改革や能力向上を図るとともに人事評価制度を適切に運用するなど、長期にわたり人材育成に努めることがますます強く求められるところです。

(3) 女性職員の登用

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、本県では、「熊本県特定事業主行動計画」（第3期計画）の改定や「熊本県女性の活躍推進計画」の策定を行い、男女を問わず全ての職員が働く意欲を持ち続けられる職場づくりの実現を目指しています。

各任命権者において、女性の能力活用のため、課長・班長職などへの登用や多様な職務機会の付与を積極的に進めてきた結果、係長級以上の役付職員に占める女性職員の割合は年々着実に上昇しています。

今後とも、前述の計画に基づき、性別にかかわらず職員それぞれの能力を最大限に活かす人員配置やキャリア形成の支援、仕事と家庭の両立ができる柔軟な勤務体制の推進、職員の意識改革等に努めながら、女性職員の育成や登用を進めていく必要があります。

(4) 定年の引上げ

人事院は、本年の勧告と併せて、国会及び内閣に対して定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行いました。

少子高齢化の急速な進行、若年労働力人口の減少により、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作ることが社会全体の重要な課題となる中で、政府及び人事院において国家公務員の定年の引上げについて具体的な検討が進められてきました。その結果、人事院は、質の高い行政サービスを維持するためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要という結論に至りました。また、これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・

連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られるとしています。

意見の申出では、定年の引上げを行うに当たり、60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割に設定することや、役職定年制及び60歳を超える職員の希望に基づく再任用短時間勤務制を導入することなどの具体的な措置についても示されています。

一方、地方公務員の定年は、地方公務員法において、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」とされています。

本県としては、引き続き、現行の再任用制度を適切に運用するとともに、定年の引上げも見据えた、高齢層職員の能力及び経験の積極的活用や若年・中堅層職員も含めた人事管理の在り方について、国の動向を注視しつつ、今後も検討を行っていく必要があります。

2 働き方改革と勤務環境の整備

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくためには、全庁的に職員の「働き方改革」を進め、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう勤務環境の整備を行うことが重要です。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

平成28年度は、熊本地震からの復旧・復興業務等により、職員の時間外勤務が全庁的に増加しましたが、業務の削減・見直し等の徹底や長時間勤務の防止に関する通知の発出により、平成29年度の時間外勤務は、ほぼ熊本地震前の状況まで減少しました。

しかし、過労死ラインである月80時間を超える時間外勤務を行っている職員は依然として一定数存在しており、職員の心身の健康保持及び仕事と家庭生活の両立のためにも、引き続き時間外勤務の縮減に取り組まなくてはなりません。

民間企業の長時間労働の是正については、本年6月の国会で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立し、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が設けられました。また、本年の人事院報告では、国家公務員においても、民間労働法制の改正を踏まえ、人事院規則で超過勤務命令の上限を原則月45時間・年360時間等と定めることとしており、長時間労働是正の重要性はさらに高まっています。

本委員会においても、時間外勤務の上限規制に係る国の動向を注視し、任命権者と協議しながら、必要な検討を行うとともに、時間外勤務状況の確認等、労働基準監督機関としての役割をより充実・強化させていきます。

各任命権者においては、管理監督者への研修・指導、職員の意識改革等の取組に加え、厚生労働省が平成29年1月に定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた労働時間の管理に係る取組や、繁忙な部署への弾力的な人員配置など、時間外勤務の縮減を組織的により一層進める必要があります。

管理監督者においては、勤務時間の正確な把握と適正な管理を行い、業務の合理化・削減に徹底して取り組む必要があります。

さらに、所管する事務事業について管理監督者と職員が日頃から意見交換を図り、業務の取捨選択や優先順位の明確化等、職員の働き方の見直しにつながる取組を進めていくことは、時間外勤務の縮減のみではなく、良好な勤務環境づくりを促進するものと思われまます。

イ 教職員の勤務時間

教育委員会においては、「教職員の総実勤務時間の縮減に係る指針」に基づき、業務の適切な配分、定時退勤の推進、部活動休養日の設定、事務改善及び会議の簡素化・効率化などに取り組まれています。それでもなお、長時間勤務を行う教職員が多い現状があります。

言うまでもなく、学校現場における総実勤務時間の縮減には、教職員一人ひとりの意識改革が重要です。

特に管理監督者は、現在、導入が進められているタイムカード等により教職員の勤務時間を客観的に把握した上で、業務量の適正管理及び健康管理に万全を期す必要があります。

今後は、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け文部科学事務次官通知）」で示された取り組むべき方策を念頭に置き、教職員の負担軽減のための実効性のある取組を、市町村教育委員会や関係団体と連携し、保護者や地域の理解を得ながら推進していく必要があります。

本委員会としても、学校を対象とした公署調査を拡充することで、より一層学校現場の状況把握に努めるなど、労働基準監督機関としての役割を充実・強化させていただきます。

ウ 年次有給休暇の取得

本年、民間企業においては、働き方改革関連法により、年次有給休暇の日数のうち年5日については、時季を指定して与えることが義務付けられ、国家公務員においても、人事院報告で、5日以上確実に取得できるよう配慮することと言及されました。年次有給休暇の取得は、健康で豊かな生活のための時間を確保し、職員の健康を維持するという観点から重要であるため、本県においても、職員がより一層年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めなければなりません。

各任命権者においては、年次有給休暇の計画的取得を推奨し、併せて職員への意識啓発を積極的に行うとともに、管理監督者においては、職員一人ひとりに対する適切な業務マネジメントや年次有給休暇の率先取得等を行うことが求められます。

(2) 職員の健康管理

職員の心身の健康管理については、「からだの健康管理としての生活習慣病の予防」及び「心の健康管理としてのメンタルヘルス対策」が二つの柱です。

各任命権者においては、生活習慣病等の早期発見のための各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導等の実施、また、メンタルヘルス対策のための心の健康づくり計画の策定やストレスチェック・各種研修の実施、相談体制の整備等に積極的に取り組まれています。

そのような中で、全休職者の約7割が心の疾病を理由としていることから、心の健康管理に対しては、きめ細かな対応が望まれます。また、熊本地震から2年半が経過し、地震によるうつ傾向及びPTSD傾向の該当者は平成29年度よりやや減少しましたが、今後も、疲労の蓄積や仕事の質の変化による心身の健康への影響が懸念されます。

各任命権者においては、引き続きメンタルヘルスの総合的な取組を推進し、メンタルヘルス不調の未然防止・早期対応に努めることが望まれます。

管理監督者においては、職員との会話や日常の仕事ぶりから、職員の健康状態を把握するように努め、必要に応じて健康サポートセンター等と連携しながら問題解決に当たることが求められます。また、職場における具体的なストレス要因を把握し、適宜改善に努める必要もあります。

職員においては、ストレスチェックの結果等から、自らのストレス傾向を把握し、ストレスに早めに気付くよう努めるとともに、健康サポートセンターのほか、家族、上司、同僚などに相談し、自らの心身の健康管理には自ら対処するといった心構えが求められます。

休職者の円滑な職場復帰に向けては、職場復帰支援手引等に基づき、管理監督者が中心となって業務内容、勤務環境等に配慮されており、また、復職支援休暇の活用等も行われています。今後とも、職場復帰後の状況把握、定期相談の実施、業務遂行能力の回復の支援など、継続的かつ丁寧なフォローアップに努める必要があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進及びハラスメントの防止

ア 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力が得られる職場づくりを含めた良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠です。

本県においては、育児休業や介護休暇制度など、育児や介護と仕事との両立支援の制度を整備してきたところです。

育児に関しては、平成28年3月に熊本県特定事業主行動計画等を改定し、安心して子育てできる職場づくりに関する目標設定などを行いました。しかし、男性職員の育児休業等の取得率は依然として低い状況にあります。同計画を推進していく上では、女性の活躍推進への取組のほか、男性職員においても育児休業や育児参加のための休暇などの両立支援制度をより積極的に活用できるよう、更なる周知・啓発を行い、性別にかかわらず育児に参加しやすい職場づくりを引き続き進めることが重要です。さらに、近年の晩婚化を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、不妊治療と仕事の両立支援の必要性も高まっていることから、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく必要があります。

団塊世代が70歳台に達し、本県では県民の約3割が65歳以上の高齢者という状況にあることから、今後、介護をしながら仕事をする職員が増えることが想定されます。そのような中で、職員が介護と仕事を両立できる勤務環境を整備していくことは、介護離職を防ぐためにも、より一層重要になってきます。

各任命権者においては、今後も、各種制度の周知徹底を図るとともに、それぞれの制度を活用しやすい職場づくりに向けて、管理監督者等の意識改革などに引き続き取り組む必要があります。

イ ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等は、職員の心身に支障を及ぼし、職場環境を悪化させるだけでなく、職務能率や職場秩序に影響を与える点からも看過できない問題です。

各任命権者において、内部相談員及び外部相談員、相談専用メール窓口の設置や研修の実施、要綱等の整備などにより、あらゆるハラスメントの防止・解決に努めているところですが、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けたと感じる職員が一定数存在しているため、今後も、管理監督者を対象とした研修の徹底や相談体制の周知、相談しやすい環境づくりに取り組み、ハラスメントのない良好な職場環境を確保する必要があります。

(4) 柔軟で多様な働き方に関する検討

人口構造が急激に変化する中で、職員の働く意欲に応え、それぞれがその能力を遺憾なく発揮するためには、柔軟で多様な働き方ができる環境を実現することは重要な課題です。

国は、平成28年4月から、フレックスタイム制の適用を原則として全職員に拡充するとともに、テレワークの環境整備など柔軟で多様な働き方を推進しています。

本県では、各任命権者において、公務能率の向上を図るための特例勤務制度の試行継続や職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するための時差出勤の試行、ゆう活等を実施しており、勤務時間帯の弾力化が図られています。

今後とも、本県の現状や職員のニーズを踏まえ、各種制度のより柔軟な運用について、引き続き検討を行っていくことが望まれます。

また、テレワークについては、任命権者において、サテライトオフィスの設置やリモートアクセスの構築等を進めており、業務効率化及び長時間労働是正への効果が期待されるため、制度の周知により、積極的な活用を図っていく必要があります。また、職員のニーズを踏まえた上で、運用の見直しや対象範囲の拡大等を行っていくことも重要です。

3 危機発生時の勤務条件

平成24年の熊本広域大水害、平成26年及び28年の高病原性鳥インフルエンザ、そして平成28年の熊本地震と、近年、本県では県民生活に大きな影響を与える災害や事象が続いており、その都度、県として迅速かつ的確に対応することが求められました。

なかでも、平成28年4月に発生した熊本地震は、これまで経験したことのない大規模な災害であり、多くの職員が自らも被災する中で、発災直後の応急対応業務に従事しました。

各任命権者においては、これらの業務に専念できるようにするため、特例勤務の活用や週休日の振替期間の拡大、業務の実態を踏まえた給与関係規程の整備など、職員の勤務条件に関する所要の措置を速やかに講じられました。また、職員の弾力的な配置、代替・応援職員の確保に加え、職員の健康管理体制の強化など、職員や職場の負担軽減及び勤務環境の整備についても速やかに取り組まれました。

また、熊本地震に伴う県内自治体からの要請に基づく職員の派遣はもとより、全国的に大規模災害が多発している状況を受け、県外自治体へも職員の派遣を行ってきました。

今後も、災害等の危機発生時においては、迅速かつ的確な対応とともに、職員の勤務条件や勤務環境の確保についても状況に応じた弾力的な運用が求められます。各任命権者においては、危機発生時における職員の勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、熊本地震等のこれまでの危機発生時の対応やノウハウを活かし、効果的かつ効率的な制度となるよう本委員会とも連携しながら取り組んでいく必要があります。

同時に、危機発生時の事業継続計画(BCP)を整備し、日頃から所属内での共通認識を図っておくことも重要です。

4 臨時職員等の勤務条件

臨時職員の勤務条件については、基本的には各任命権者において措置されていますが、職員との均衡及び勤務の内容を踏まえ、さらに適切なものとなるよう、引き続き検討する必要があります。

なお、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、平成29年5月に、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、平成32年4月1日に施行される予定です。

改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとなっており、本県においても、改正法の趣旨にのっとり、適切な対応を行う必要があります。

これらについては、現在、任命権者において制度設計が進められているところですが、臨時・非常勤職員について、任用根拠を明確にし、給与・勤務条件等の適正な処遇を確保したうえで、募集や会計年度任用職員への移行に着手できるよう、本委員会としても関係規定の整備に向け連携を図っていきます。

5 県民からの信頼の確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、また、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。各任命権者においても、職員の倫理意識の向上を図るための様々な取組が行われていますが、本年は、わいせつ行為や横領など、公務員としてあるまじき行為についての懲戒処分が例年より多く発生している状況にあります。

こうした非違行為は、公務に精励する職員の努力を無にするばかりか、県政に対する信頼を著しく損ない、公務運営に重大な支障を及ぼすものであり、きわめて遺憾です。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、今一度、職員一人ひとりが初心に立ち返り、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、公務員としての高い倫理意識と使命感を持つことが強く望まれます。

各任命権者においては、法令遵守に係る指導の更なる徹底、一般職員及び管理監督者に対する研修の改善強化などを図り、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民からの信頼の確保に努めていかなければなりません。

IV 給与等に関する勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するためのものです。

この制度が適正に運用されることが、職員の努力及び実績に的確に報いることにつながり、有為な人材の確保、労使関係の安定等をもたらし、もって行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

本年は、民間給与の状況、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、月例給については、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の改定を行うとともに、給料表の引上げ改定を行っても民間給与との較差が残るため、扶養手当の子に係る手当額を引き上げることとしました。また、給料表の改定に伴い、医師及び獣医師に対する初任給調整手当を引き上げることとし、宿日直手当についても、人事院勧告を踏まえて引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当についても、民間に見合うよう年間の支給月数を引き上げることとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

■ 平成30年 職員の給与等に関する勧告 ■

本委員会は、別紙第1の報告[前掲]に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給料表の改定について

現行の給料表を別記第1（特定任期付職員に適用される給料表にあっては別記第2、任期付研究員に適用される給料表にあっては別記第3）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定について

(1) 扶養手当について

平成32年3月31日までの間における特例のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の子に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を除く。）を1人につき8,300円とすること。

(2) 初任給調整手当について

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を414,800円とすること。

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を30,500円とすること。

(3) 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（特定幹部職員は、1.15月分）とすること。

(イ) 再任用職員

勤勉手当の支給割合を0.475月分（特定幹部職員は0.575月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（特定幹部職員にあっては、1.1月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（特定幹部職員にあっては、1.125月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分（特定幹部職員にあっては、0.55月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、2(4)アについては平成30年12月1日から、2(4)イについては平成31年4月1日から実施すること。

(2) 給料表の改定に伴う措置

1による給料表の改定に伴い、給与制度の総合的見直しによる経過措置の対象外となる者については、所要の措置を講ずること。

(4) 平成30年給与の改定（参考）

人事委員会報告及び勧告に基づき、次のとおり給与の改定が行われました。

- ① 各給料表の引上げ改定 [平成30年4月1日遡及適用]
- ② 子に係る扶養手当の手当額の引上げ改定 [平成30年4月1日遡及適用]
- ③ 医師及び獣医師に対する初任給調整手当の引上げ改定 [平成30年4月1日遡及適用]
- ④ 宿日直手当の引上げ改定 [平成30年4月1日遡及適用]
- ⑤ 期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ
(平成30年12月期の支給月数の引上げ [平成30年12月1日遡及適用]
/平成31年6月期以降の支給月数の配分見直し [平成31年4月1日施行])

3 条例・規則等

3 条例・規則等

(1) 条例案に対する人事委員会の意見
 県議会から求められた条例案についての意見

意見表明年月日	議案番号	条例案名	内 容
30.12.10	第45号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>本議会に追加提案されました議案第45号及び議案第46号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第45号については、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、平成30年4月に遡って給料表の引上げ改定を行うもの等であり、適当であると考えます。</p>
	第46号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>議案第46号については、国の改正に準じて、夜間看護手当額を引き上げるものであり、適当であると考えます。</p>
31.2.21	第70号	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第70号、議案第71号、議案第73号、議案第92号、議案第93号及び議案第94号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第70号については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び国家公務員について講じるとされている措置を踏まえ、関係規定を整備するものであり適当であると考えます。</p>
	第71号	熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	<p>議案第71号については、学校教育法の一部改正に伴う関係規定の引用条項を整理するものであり適当であると考えます。</p>
	第73号	熊本県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>議案第73号については、県外事務所等で退職した職員の生活根拠地への移転に伴う費用負担を考慮し、関係規定を整備するものであり適当であると考えます。</p>
	第92号	熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>議案第92号については、任用の期限を付さない常勤講師を新たに任用するため、関係規定を整備するものであり適当であると考えます。</p>

第93号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	議案第93号については、天草拓心高等学校所管の船舶に乗り組む職員の一部を職種変更することに伴い、特殊勤務手当の規定を整備するものであり適当であると考えます。
第94号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	議案第94号については、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、身辺警護等作業に係る特殊勤務手当が加算される警護対象者の規定を整備するものであり適当であると考えます。

(2) 規則等の制定・改廃

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第11号	30.5.7	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	県の人事異動に伴い、管理職手当が支給される職名に係る規程の整備を行った。 (30.5.7 施行)
第12号	30.5.25	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している上天草市他3町の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (30.5.25 施行)
第13号	30.10.9	熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	高等学校卒業程度の一般事務、警察事務及び教育事務の職種で実施している適性試験を平成31年度から廃止することに伴い規則の一部改正を行った。 (30.10.9 施行)
第14号	30.12.26	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定(給料表の改定)に伴い規則の改正を行った。 (30.12.26 施行)
第15号	30.12.26	熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定(初任給調整手当の改定)に伴い、同手当の月額を定める別表の改正を行った。 (30.12.26 施行)
第16号	30.12.26	熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定(宿日直手当の改定)に伴い、同手当の額の改正を行った。 (30.12.26 施行)
第17号	30.12.26	熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年給与改定(勤勉手当の改定)に伴い、勤勉手当の成績率の上限を改正した。 (30.12.26 施行)

第1号	31.2.22	公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣団体に追加等があったことに伴い、規則の一部改正を行った。 (31.4.1 施行)
第2号	31.3.8	熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	選考により採用する職に薬剤師等を追加し、また障がい者の採用選考を身体障がい者に限定せず、知的障がい者及び精神障がい者も対象とすることに伴い、規則の一部改正を行った。 (31.3.8 施行)
第3号	31.3.29	熊本県人事委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の制定に伴い、関係既定の整備を行った。 (31.4.1 施行)
第4号	31.3.29	熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の制定に伴い、関係既定の整備を行った。 (31.4.1 施行)
第5号	31.3.29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について規定の整備を行った。 (31.4.1 施行)
第6号	31.3.29	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している宇城市他1村の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (31.4.1 施行)
第7号	31.3.29	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2級常勤講師の任用に伴う職名の整備、県の組織改編・人事異動に伴う職名の変更等、関係規定の整備を行った。 (31.4.1 施行)
第8号	31.3.29	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	県の組織改編に伴い、給料表が適用される所属等に係る規定の整備を行った。 (31.4.1 施行)
第9号	31.3.29	熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則	県立天草拓心高校実習船乗組員の職種変更及び新規採用に伴う調整数の見直しを行った。 (31.4.1 施行)
第10号	31.3.29	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	県の組織改編に伴い、管理職手当が支給される職名、支給区分等に係る規定の整備を行った。 (31.4.1 施行)
第11号	31.3.29	熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部を改正する規則	特定任期付職員等に退職手当の調整額を支給するための規定の整備を行った。 (31.3.29 施行)
第12号	31.3.29	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	不妊治療休暇に係る特別休暇の新設及び時間外勤務命令の上限設定に伴う規定の整備を行った。 (31.4.1 施行)

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
第1号	31.3.22	熊本県職員等の給与簿取扱 規程の一部を改正する規程	扶養手当制度見直し及び改元に伴い規定の整備を行っ た。 (31.4.1 施行)

4 公平审查

4 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況

区 分		平成 29 年度末の 係 属 件 数	平成 30 年度中の 要 求 件 数	平成 30 年度中の 終 結 件 数	令和元年度への 繰 越 件 数
県 職 員	給 与	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	休 暇	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
受託市町村等 職 員		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

数値は要求者数であり、() 内は事案数である。

(2) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の係属状況

区 分		平成 29 年度末の 係 属 件 数	平成 30 年度中の 申 立 件 数	平成 30 年度中の 終 結 件 数	令和元年度への 繰 越 件 数
県 職 員	懲戒処分	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
	分限処分	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
受託市町村等 職 員	懲戒処分	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
	分限処分	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
合 計		2(2)	0(0)	2(2)	0(0)

数値は、申立者数であり、() 内は事案数である。

(3) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の審査の状況（平成30年度）

事 案 名	審 査 の 状 況
平成28年（人不）第2号事案（平成28.12.9請求）	第3回口頭審理（平成30.4.13） 裁決（平成30.7.18）
平成29年（人不）第1号事案（平成29.6.12請求）	第3回口頭審理（平成30.4.27） 裁決（平成30.7.18）

(4) 苦情相談の処理状況（平成30年度）

区分	処理件数（件）
県職員	12
受託市町村等職員	10

5 職員団体

5 職員団体

(1) 職員団体の登録

	県関係分	受託市町村等分	計
平成 29 年度末登録団体数	11	29	40
平成 30 年度解散届受理団体数	0	0	0
平成 30 年度新規登録団体数	0	0	0
平成 30 年度末登録団体数	11	29	40
記載事項(役員)変更届出書受理団体数	9	28	37
規約変更届出書受理団体数	0	5	5

(2) 登録職員団体一覧表（県関係分） （平成 31 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
自治労熊本県職員労働組合	昭和 41. 10. 11	無
熊本県教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県高等学校教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県菊池教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県阿蘇教職員組合	41. 12. 24	有
熊本県宇城教職員組合	52. 7. 28	有
熊本県八代教職員組合	53. 3. 2	有
熊本県学校事務労働組合	56. 10. 29	無
熊本県人吉球磨教職員組合	59. 5. 31	有
熊本県水俣芦北教職員組合	平成 5. 9. 27	有
熊本県教職員組合上益城支部	5. 11. 18	有

(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）
（平成31年3月31日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
錦町職員組合	昭和 41. 10. 11	無
和水町職員組合	41. 10. 11	無
御船町役場職員組合	41. 10. 11	無
南関町職員組合	41. 10. 11	無
水上村役場職員組合	41. 10. 11	無
多良木町役場職員組合	41. 10. 11	無
津奈木町職員組合	41. 10. 11	無
阿蘇市職員労働組合	41. 10. 11	無
大津町役場職員組合	41. 10. 11	無
荅北町職員組合	41. 10. 11	無
天草市職員労働組合	41. 10. 11	有
自治労山都町職員組合	41. 10. 11	有
宇城市職員労働組合	41. 10. 11	無
美里町職員組合	41. 10. 11	無
山江村職員組合	41. 10. 11	無
南阿蘇村職員組合	42. 8. 3	無
相良村職員組合	42. 8. 3	無
南小国町職員組合	42. 8. 3	無
益城町職員組合	42. 8. 30	無
五木村職員組合	48. 5. 1	無
合志市職員組合	57. 8. 5	無
西原村役場職員組合	平成 3. 12. 11	無

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
上天草市職員組合	平成 16. 12. 27	無
芦北町自治職員労働組合	17. 5. 13	無
小国町職員組合	19. 12. 25	無
長洲町職員組合	24. 9. 6	無
玉東町職員組合	24. 11. 7	無
自治労球磨村役場職員組合	25. 6. 19	無
あさぎり町役場職員組合	26. 12. 4	無

(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証
(平成 31 年 3 月 31 日現在)

団体名	認証年月日
全日本自治団体労働組合熊本県本部	平成 7. 12. 18

6 公平委員会の事務の受託

6 公平委員会の事務の受託

区 分	市町村等の別	受 託 団 体 数	職員団体登録数	管理職員等の範囲を定めている 団 体 数
平成29年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	24	31
	一部事務組合	20		15
	広 域 連 合	5		4
	計	62	29	56
平成30年度中の 新規受託団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計			
平成30年度中の 受託廃止団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計			
平成30年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	24	31
	一部事務組合	20		15
	広 域 連 合	5		4
	計	62	29	56
(参考) 平成 30 年度末の団体数 市 : 14 町村 : 31 一部事務組合 : 24 広域連合 : 5				

7 労働基準監督機関の職権行使

7 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表

(平成31年3月31日現在)

法別表第一の号別	業種	事業所名	労働基準監督機関
第12号	教育・研究業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校 ・ 保健環境科学研究所 ・ 産業技術センター ・ 技術短期大学校 ・ 農業研究センター ・ 農業大学校 ・ 水産研究センター ・ 教育センター ・ 装飾古墳館（歴史公園鞠智城・温故創生館を含む。） ・ 各県立学校（分校を含む。） ・ 博物館ネットワークセンター ・ 消費生活センター ・ 高等技術専門校 ・ 農業研究センター各研究所 ・ 林業研究指導所 ・ 県立図書館 ・ 県立美術館 ・ 警察学校 	人事委員会
第13号	保健衛生業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域振興局保健福祉環境部 ・ こども総合療育センター ・ 清水が丘学園 ・ 精神保健福祉センター 	労働局・労働基準監督署
法別表第一に掲げる事業以外の官公署		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁知事部局 ・ 各広域本部（県央広域本部、広域本部が置かれない各地域振興局、県北広域本部農林水産部水産課、地域振興局保健福祉環境部を除く。） ・ 広域本部が置かれない各地域振興局（保健福祉環境部及び上益城地域振興局土木部を除く。玉名地域振興局には県北広域本部農林水産部水産課を含む。） ・ 県央広域本部税務部 ・ 熊本土木事務所 ・ 自動車税事務所 ・ 東京事務所 ・ 八代児童相談所 ・ 環境センター ・ 福岡事務所 ・ 大切畑ダム復興事務所 ・ 熊本駅周辺整備事務所 ・ 氷川ダム管理所 ・ 天草空港管理事務所 ・ 各行政委員会事務局 ・ 警察本部 ・ 各警察署（各交番、各警備派出所、各駐在所を含む。） ・ 熊本農政事務所 ・ 上益城地域振興局土木部 ・ 防災消防航空センター ・ 福祉総合相談所 ・ 食肉衛生検査所 ・ 大阪事務所 ・ 各家畜保健衛生所 ・ 漁業取締事務所 ・ 市房ダム管理所 ・ 各港管理事務所 ・ 議会事務局 ・ 各教育事務所 	人事委員会

(2) 平成30年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
総括安全衛生管理者選任報告	1			1
衛生管理者・産業医選任報告	17	52	16	85

(3) 平成30年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況

種 類	検査区分	対象基数	検査基数	検査結果			未検査 基 数	廃止基数
				合 格	条件付	不合格		
ボイラー	性能検査	9	7	7	—	—	(注1) 2	—
	落成検査	—	—	—	—	—	—	—
第 一 種 圧力容器	性能検査	15	12	12	—	—	(注2) 2	(注3) 2
	落成検査	1	1	1	—	—	—	—
クレーン	性能検査	12	(注4) 6	6	—	—	(注5) 1	(注6) 1
	落成検査	1	1	1	—	—	—	—

(注1) 休止中：阿蘇清峰高等学校（教20号）、玉名工業高等学校（教72号）

(注2) 休止中：果樹研究所（県31号）、菊池農業高等学校（教15号）

(注3) 廃止：南稜高等学校（教65号）、南稜高等学校（教73号）※移設に伴うもの

(注4) クレーンの性能検査は2年に1度実施。

(注5) 休止中：宇城地域振興局（県5号）

(注6) 廃止：港湾課（八代港）（県1号）※移設に伴うもの

(4) 平成30年度中の労働基準法に基づく認定等の状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外の認定	0	2	0	2
宿日直勤務の許可	0	0	0	0
時間外休日労働協定届の受理	18	76	1	95

